■第３期計画【第５章】評価シート

基本目標４　働き方改革の推進、こどもの権利擁護の推進

政策	施策	NO.	事業名	事業内容	ア：第３期計画期間（令和７年度）における取組内容の総括	評価	イ：第３期計画期間（令和８年度）における取組・方向性	展開	担当課
(1)　職業生活と家庭生活との両立支援	①　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための意識や働き方の見直し	120	男女共同参画の啓発推進	性別による固定的な役割分担意識を是正するため、様々な広報・啓発活動を行います。引き続き、各種媒体を通じた啓発やセミナー等を開催し、意識啓発を図ります。	広報紙ひまわりの発行（年２回　市内全戸配布）、フォーラムくまがや、セミナー［女と男のセミナーほか］、男女共同参画講座配信事業（通年）による講座を開催し、意識啓発を図った。 ・セミナー等参加者数：１，５４３人	B	引き続き実施する。	継続	男女共同参画室
		121	男性セミナーの開催	男女がともに家事や子育て等を担えるよう、男性を対象とした様々な学習機会を提供します。	男性を中心に親子でひとつのテーマについて一緒に学ぶことで、子育ての楽しさ、重要性を実感してもらうためのセミナーを開催した。 ・男性セミナー「親子サッカー教室」 　受講者数　１８組３６人	B	引き続き実施する。	継続	男女共同参画室
		122	育児・介護休業制度の普及・定着の促進	育児・介護休業制度についてポスター、冊子等で周知を図ります。	労働ガイドブックを作成し、育児・介護休業制度について周知を図った。	A	「労働ガイドブック」を「熊谷市労働ガイド」にリニューアルし、引き続き実施する。	継続	企業活動支援課
				育児・介護休業制度について理解を深め、男性を含めた育児・介護休業取得促進に向けて、情報紙「ひまわり」等で普及・啓発を図ります。	情報紙「ひまわり」を発行し、市内企業等（従業員５０人以上）に配布して男女共同参画に関する啓発を図った。 ・発行部数　７１，０００部（年２回：９月・３月） また、配信講座のメニューに企業向けの講座を用意したほか、熊谷市男女共同参画推進表彰被表彰者をホームページ等で紹介し、仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境づくりの普及・啓発に取り組んだ。	B	引き続き実施する。	継続	男女共同参画室
		123	子育て支援優良企業応援事業	子育て支援に積極的に取り組んでいるとして県や市が認定している市内企業の取組状況を調査し、市ホームページ等で紹介します。子育てしやすい社会環境づくりの意識向上を図ります。	Ｒ７年度より、子育て支援優良企業応援事業として、子育て支援優良企業認定制度で認定された全３０社の子育てしやすい職場環境づくりに対する取り組みについて広く企業や市民に情報を提供することにより、その取組の普及促進及び子育てしやすい社会環境づくりの意識向上を図った。	B	引き続き実施する。	継続	こども政策課
	②　仕事と子育ての両立のための基盤整備	124	保育所施設の整備・充実	待機児童の状況を勘案しながら、補助制度を活用し、民間保育所の整備を進めます。公立保育所については、耐震化と併せて適切な整備を推進するとともに、民営化や統廃合を検討します。	整備や修繕の相談に応じた。また、補助制度を活用し民間保育所の整備を進めた。 老朽化した公立保育所４園を廃止し、中央保育所の開設準備を行った。	A	整備や修繕の相談に応じ、補助制度を活用し民間保育所の整備を引き続き実施する。 公立保育所の今後の在り方について、サウンディング型市場調査等を実施し、検討を進めていく。	継続	保育課
		125	延長保育事業（時間外保育事業）	保育所の通常開設時間の前後に延長して行う保育です。勤務形態の多様化等保育ニーズに対応した実施に努めます。	保護者の就労等のニーズに合わせ、保育所の通常保育時間の前後に延長して保育を行った。 一般型（短時間），（標準時間）市内２６施設で実施。 ・年間平均対象児童数：１００人 ・実支出額：３２，９２７，２８８円	A	引き続き実施する。	継続	保育課
		126	休日保育事業	日曜・祝日に保護者が就労等のために日中保育できない児童の保育を行います。勤務形態の多様化等保育ニーズに対応した実施に努めます。	日曜、祝日に保護者が日中に保育ができない場合に保育を行った。 ・市内　１か所	B	引き続き実施する。	継続	保育課

政策	施策	NO.	事業名	事業内容	ア：第３期計画期間（令和７年度） における取組内容の総括	評価	イ：第３期計画期間（令和８年度） における取組・方向性	展開	担当課
⑵　経済的負担の軽減	①　経済的負担の軽減	127	パパ・ママ応援ショップ事業	子育て家庭を応援するため、お店で割引などのサービスが受けられる事業です。ホームページ等に掲載し、パパ・ママ応援ショップ協賛店の拡充に努めます。	ホームページや市報等に掲載し、パパ・ママ応援ショップ協賛店の拡充に努めた。	B	引き続き実施実施する。	継続	こども政策課
		128	児童手当支給事業	18歳に到達する年度末までの児童の養育者に対し、児童の年齢や養育する子の人数に応じて手当を支給します。	児童手当等の支給を通じて、子育て世帯の生活安定や次代の社会を担う児童の健やかな成長に寄与した。 ・令和７年度の支給児童数　２６８，１０１名	B	引き続き実施する。	継続	こども政策課
		129	保育所等保育料の軽減	幼児教育・保育の無償化で３歳以上児及び２歳児以下の住民税非課税世帯のこどもの保育料を無料とします。また、その他の３歳未満児について、国・県の減免基準に則り、又は他の減免基準等を設け、保護者の経済的負担の軽減に努めます。	国の制度に基づく３歳以上児及び２歳児以下の住民税非課税世帯のこどもの保育料無償化に加え、令和７年４月から市の施策として、住民税非課税世帯を除く０から２歳児の保育料について無償化を実施した。	A	引き続き実施する。	継続	保育課
		130	不妊治療費助成事業	不妊治療（特定不妊治療・男性不妊治療）を受けている夫婦（事実婚も含む）に対して、不妊治療に係る費用の一部を助成します。	不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減することを目的とし、１年度あたり１０万円を上限に通算５年度助成を行った。	B	不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減することを目的とし、１年度あたり１０万円を上限に通算５年度助成する。不妊治療の通院に係る交通費を、埼玉県外医療機関は１万円、埼玉県内医療機関は５千円、隣接市医療機関は２千円を１年度に１回限り助成する。	拡充	健康推進課
⑵　経済的負担の軽減	①　経済的負担の軽減	131	早期不妊検査費助成事業	少子化対策の出産支援として、夫婦（事実婚も含む）が共に受けた不妊検査に係る費用の一部を助成します。	子供を望む夫婦に対して、経済的負担を軽減することを目的とし、夫婦１回限り３万円まで助成を行った。	B	子供を望む夫婦に対して、経済的負担を軽減することを目的とし、夫婦１回限り３万円まで助成する。	継続	健康推進課
		132	不育症治療費等助成事業	こどもを望む夫婦（事実婚も含む）に対して、不育症検査及び不育症治療に係る費用の一部を助成します。	子供を望む夫婦に対して、経済的負担を軽減することを目的とし、不育症検査は夫婦１回限り３万円まで、不育症治療は１年度あたり３０万円を上限に通算５年度助成を行った。	B	子供を望む夫婦に対して、経済的負担を軽減することを目的とし、不育症検査は夫婦１回限り３万円まで、不育症治療は１年度あたり３０万円を上限に通算５年度助成する。	継続	健康推進課
		133	子育て応援自転車 おでかけ事業	親子での外出を容易にし、育児の負担軽減を図るとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、幼児２人同乗用自転車及び２席の幼児用座席又は幼児用座席の購入者に購入費の半額（上限３万円）を補助します。	幼児２人同乗用自転車及び２席の幼児用座席又は幼児用座席の購入者に購入費の半額（上限３万円）を補助した。 ・令和７年度申請件数　１７件	B	引き続き実施する。	継続	こども政策課
		134	国民健康保険 出産育児一時金の支給	国民健康保険被保険者の方が妊娠85日以上で出産をしたとき、出産育児一時金を支給します。ただし、ほかの健康保険から支給される場合は除きます。	国民健康保険被保険者が出産をしたときに出産育児一時金として、４８万８千円または５０万円を支給した。 ※支給に当たっては、医療機関にて本人が同意した場合は、出産費用に直接充てることができるよう、熊谷市から医療機関に直接支払われる。（直接支払制度）	A	引き続き実施する。	継続	保険年金課
		135	誕生祝金支給事業	熊谷市に出生したお子様の保護者の方に、誕生祝金（３万円）を贈呈します。	子育て支援基金を活用し、出生児一人当たり３万円の誕生祝金を支給した。 ・令和７年度支給件数　９２０件	B	引き続き実施する。	継続	こども政策課
		136	妊婦等支援給付金事業	妊娠届出時及びこんにちは赤ちゃん事業の面談後等にそれぞれ５万円ずつを支給します。必要な支援につなげる「妊婦等包括相談支援事業」と一体的に実施します。	妊娠届出時及びこんにちは赤ちゃん事業の面談を行ったうえで、給付金(それぞれ５万円ずつ支給）の申請案内をした。必要な支援につなげる「妊婦等包括相談支援事業」と一体的に実施した。	B	引き続き実施する。	継続	こども相談課
		137	低所得の妊婦に対する 初回産科受診料支援事業	低所得の妊婦の方を対象に、妊娠判定を受けるための初回産科受診に要する費用の一部を助成します。	低所得の妊婦の方を対象に、妊娠判定を受けるための初回産科受診に要する費用の一部を助成した。	B	引き続き実施する。	継続	こども相談課

政策	施策	NO.	事業名	事業内容	ア：第３期計画期間（令和７年度） における取組内容の総括	評価	イ：第３期計画期間（令和８年度） における取組・方向性	展開	担当課
		138	学校給食費 第三子以降無償化事業	小学生から高校生までの子を３人以上養育している保護者に対し、３人目以降の児童生徒の学校給食費を全額補助します。また、対象の児童生徒が私立学校や特別支援学校等に在籍している場合は、居住している地区の熊谷市立小・中学校の給食費相当額を上限に補助します。	高校卒業までの子を３人以上養育する保護者に、第３子以降の児童生徒に係る学校給食費を全額補助した。第３子以降の児童生徒が私立小中学校、特別支援学校の小学部及び中学部、市外の公立学校等に在籍している場合には、居住する地区の熊谷市立小中学校の給食費を上限に給食費を補助した。	A	引き続き実施	継続	教育総務課
		139	国民年金保険料 産前産後期間の免除	国民年金第１号被保険者の方が出産するとき、届出により産前産後期間の国民年金保険料を免除します。	国民年金第１号被保険者の方が出産したときに、届出により出産前後の一定期間の国民年金保険料を免除した。 ※妊娠８５日以上であれば、死産や流産でも免除される。 ※産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映される。	A	引き続き実施する。	継続	保険年金課
		140	熊谷市定住人口増加の ための固定資産税等 課税免除制度	定住促進の施策として、転入から３年以内に住宅を新築又は購入し、かつ所有者又はその配偶者が４０歳未満の要件で、家屋にかかる固定資産税・都市計画税を３年から最高で７年間、条例により課税を免除します。	２４２件の申請があり、６５８名が転入した。	A	引き続き実施する。	継続	資産税課
		141	おいでよ熊谷！ 新幹線らく賃通勤事業	指定日以降に熊谷市に転入した方で住宅を新築又は購入し、新幹線通勤する方の、新幹線定期券購入費の一部を補助します。 対象者：熊谷市に転入した方もしくは同居する配偶者が３９歳以下（転入日時点）であり、市税の滞納をしていない方。	指定日以降に熊谷市に転入した方で住宅を新築又は購入し、新幹線通勤する方の、新幹線定期券購入費の一部を補助した。 ・令和７年度新規申請者数　６人 ・累計申請者数　８２人（平成２８年度から実施）	A	引き続き実施する。	継続	企画課
	①　熊谷市子ども 憲章の普及・啓発	142	子ども憲章の普及・啓発	未来を担うこどもたちの人権を尊重し、全てのこどもたちが健やかに成長するよう「熊谷市子ども憲章」の普及・啓発に努めます。	未来を担うこどもたちの人権を尊重し、全てのこどもたちが健やかに成長するように「熊谷市子ども憲章」をＨＰ等に掲載し普及・啓発に努めた。	B	引き続き実施する。	継続	こども政策課
	②　人権教育・ 人権保育の充実	143	人権教育の充実	人権教育の推進を図るため、各種研修等を実施し、指導者を養成しています。今後とも、人権教育の充実を目指します。	公民館人権問題研修、市職員人権問題研修、学校職員人権問題研修、企業人権問題研修、一般人権問題研修、ハートフルセミナー「人権問題研修会・指導者養成講座」等の各種研修を実施し、大人がこどもの手本となるよう啓発を実施している。	B	引き続き実施	継続	社会教育課
		144	人権保育の推進	乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で極めて重要な時期にあります。全てのこどもが将来にわたって思いやりと協調性に富み、いじめや差別を生まない、お互いの人権を尊重しあう人間としての資質を養うことを目的とした事業を推進します。	熊谷市人権保育基本方針に基づき、「人権を大切にする心を育てる保育」を推進し、乳幼児の健全育成を図った。 また、思いやりを育てる保育の推進、啓発リーフレットの配布、各種人権研修への参加や施設整備を行った。	B	引き続き実施する。	継続	保育課
		145	こどもの人権に ついての意識啓発	教職員の研修の充実を図るとともに、各学校で作成した「いじめ撲滅宣言」や一人一人の行動宣言を基にこどもの人権について意識啓発に努めます。	管理職同和教育研修、教職員人権研修を実施し、教員の人権意識を高めた。また、各小・中学校で「いじめ撲滅宣言」を作成したり、人権週間を計画的に実施したりすることで、子どもたちの人権意識の向上も図った。	B	引き続き実施する。	継続	学校教育課

政策	施策	NO.	事業名	事業内容	ア：第３期計画期間（令和７年度） における取組内容の総括	評価	イ：第３期計画期間（令和８年度） における取組・方向性	展開	担当課
⑶　こどもの権利擁護の推進	③　相談体制の充実	146	教育相談	教育相談体制の充実を図ります。また、ニーズに応じた支援が可能な相談機能を有する施設・設備の充実を図ります。	教育相談体制の充実を図り、ニーズに応じた支援が可能な相談機能を有する施設・設備の充実、情報共有に努めた。	B	引き続き実施する。	継続	教育研究所
		147	不登校児童、 生徒カウンセリング	不登校の予防や対策の取組を通じて、不登校児童、生徒数の減少を目指し、組織的・機能的な教育相談を充実します。また、ほほえみ相談員及びスクールカウンセラー等を有効活用します。	不登校の予防や対策の取組を通じて、不登校児童、生徒数の減少を目指した。教職員の資質向上と組織的・機能的な教育相談の充実を図り、新くまなびスクール、ほほえみ相談員及びスクールカウンセラー等を有効に活用した。新くまなびスクールをスタートさせ、活用した児童生徒のうち、５３名が教室復帰につながった。	A	引き続き実施する。	継続	教育研究所
		148	熊谷市教育支援センター	市立小・中学校における不登校児童、生徒等に対し、自立と学校生活への適応に関わる指導等を行う熊谷市教育支援センター「さくら教室」を設置しています。学校復帰に向けた個々の支援及び学校との連携、体験活動を含む行事を充実します。	「さくら教室」の活用を充実させ、学校復帰に向けた個々の支援計画及び学校との連携を図った。また、体験活動を含む行事の充実を図るとともに、教室環境の充実を図った。	B	引き続き実施する。	継続	教育研究所
		149	いじめ・不登校防止の ためのネットワーク の充実	いじめ・暴力行為の未然防止と不登校児童、生徒の減少を目指し、熊谷市学校警察等連絡協議会を設置しています。特にいじめに関しては、「熊谷市いじめ問題対策連絡協議会」、「熊谷市いじめ問題専門委員会」、「熊谷市いじめ問題調査委員会」との連携により、いじめ問題の未然防止・早期解決に努めます。生徒指導マニュアル、いじめ防止対策マニュアルを活用し、組織的・機動的な生徒指導を実施します。	第２期に引き続き、市内全校で毎月「いじめ調査」を行い、いじめの早期発見・早期対応に努めた。「生徒指導マニュアル」は、より複雑化・困難化する課題に対応できるよう、毎年改訂を行い、より学校現場で活用できるようにした。また、教育相談窓口による教育相談を随時受け付けていたり、各学校へSCやSSWを派遣して相談業務をしたり、地域教育相談員、ほほえみ相談員を各中学校へ配置したりすることで、相談体制の充実を図った。	A	引き続き実施する。	継続	学校教育課
⑷　児童虐待防止対策の充実	①　虐待の早期発見・ 予防対策の推進	150	周知・啓発の促進	広報・ホームページ等に掲載し、各種イベント等でチラシを配布するとともに、講演会を開催することによって啓発を促進し、地域の見守りも含めて、早期発見に努めます。	民生委員児童委員協議会において児童虐待の説明を行った。市報や市ホームページによる周知・啓発を行った。	B	引き続き実施する。	継続	こども相談課
		151	要保護児童対策地域 協議会（要対協）の運営	虐待をはじめ、要保護児童に関する情報交換や支援内容の協議を行い、適切な保護を図るため、「要保護児童対策地域協議会（要対協）」において、関係機関と連携し、協議会機能の充実を図ります。	警察署、児童相談所、保健所、その他関係機関及び市の担当課で熊谷市要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童への対応について協議し、虐待を予防するための対応を行った。	B	引き続き実施する。	継続	こども相談課
		152	乳幼児健診未受診者 への訪問	乳児健康診査、１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査の未受診児のいる家庭を訪問し、乳幼児の発育発達の確認や家庭の状況を把握します。	健診未受診児の発育発達や養育状況を確認するために、家庭訪問を実施した。	B	引き続き実施する。	継続	地域保健課
		153	保育所での児童の見守り	児童虐待の防止、早期発見に努めます。	保育所その他関係機関との連携を密にし、虐待の防止及び早期発見・早期対応を図った。 公立保育所では、見守りカメラによる児童の見守りを行った。	B	引き続き実施する。	継続	保育課
	①　虐待の早期発見・ 予防対策の推進	154	親子関係の形成支援	児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行います。	１歳児から未就学児を育てる保護者を対象に、ロールプレイによる適切な養育の在り方を学ぶ機会を提供し、保護者の養育力の向上と児童の健全な育成を図った。 ・実施回数　年間４クール（１クール４回）	B	引き続き実施する。	継続	こども相談課

政策	施策	NO.	事業名	事業内容	ア：第３期計画期間（令和７年度） における取組内容の総括	評価	イ：第３期計画期間（令和８年度） における取組・方向性	展開	担当課
⑷　児童虐待防止対策の充実	②　相談・情報提供の充実	155	相談体制の整備・充実	児童相談の窓口として、相談体制の整備を図るとともに、福祉、保健、教育等関係機関との連絡調整を行う等、柔軟に対応します。	保健師２名、家庭児童相談員を５名配置し、児童や特定妊婦に関する様々な窓口として、関係機関と連携を図り、対応した。	A	令和８年度から保健師３名、家庭相談員５名で対応する。	継続	こども相談課
		156	関係機関・課との連携	健康診査や相談事業などの母子保健事業を通じて把握した虐待の疑いがある家庭に対し、関係部署との連携を図りながら、育児支援を行います。	児童相談所や関連部署との連携を図りながら、支援を行った。	B	引き続き実施する。	継続	地域保健課
		157	児童保護相談の充実	虐待等により保護が必要な児童に関する相談に応じ、児童相談所・警察署等関係機関と連携し対応します。	虐待で保護が必要な児童に関して、児童相談所及び警察署等関係機関と連携し、迅速に訪問し指導又は児相保護に同行した。	A	引き続き実施する。	継続	こども相談課
		158	ドメスティック・ バイオレンス（ＤＶ）相談体制の充実	ＤＶ被害者からの相談を受け、特に児童虐待対応との連携を強化し、ＤＶ被害者及び同伴する家族の保護に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行います。また、配偶者暴力相談支援センターとして、より一層の相談体制の充実を図ります。	配偶者暴力相談支援センターとして、庁内関係各課及び埼玉県、熊谷児童相談所、熊谷警察署等と連携し、ＤＶ被害者の安全を第一に、適切な対応を行った。 ・ＤＶ相談件数：１２９件 ・ＤＶ相談延べ回数：３１７回 ・一時保護件数：３件 ・配暴センター証明書交付件数：８人・１２件 ・保護命令に関する裁判所から書面提出を求められた件数：１件 ・宿泊費・食費の補助：１件	B	引き続き実施する。	継続	男女共同参画室
	③　心のケアが必要な家庭への支援	159	臨床心理士、公認心理師による相談	心の病や悩みを持つこどもや親の心理的ケアを図るため、臨床心理士や公認心理師による相談を行います。	臨床心理士による相談を行った。 ・相談件数：２件	B	引き続き実施する。	継続	男女共同参画室
					毎月１回（９：００～１６：００）、公認心理師による相談を行った。 令和５年度までは男性の公認心理師のみだったが、令和６年度からは女性の公認心理師を導入することで、DVに悩む女性保護者が相談しやすい体制を整えた。	B	男性公認心理師の相談は女性比べてかなり少なかったため、令和８年度からは女性心理師２名とした	継続	こども相談課
	④　ヤングケアラー支援の推進	160	相談支援の推進	家族介護支援者や家事・育児等に関する相談支援を行っている者が所属している支援者団体と連携し、ヤングケアラー本人及び保護者等からの電話相談を受けるとともに、必要に応じて、関係機関等と連携し、適切な福祉サービスにつなげます。	ヤングケアラー庁内連携会議を組織する。 ヤングケアラーに関するリーフレットやポスター等を市役所や市内施設に掲示し、普及啓発を図る。	A	ヤングケアラー庁内連携会議を組織する。 ヤングケアラーに関するリーフレットやポスター等を市役所や市内施設に掲示し、普及啓発を図る。 学校と連携し、ヤングケアラーの実態把握のための調査を行う。	継続	こども相談課
		161	こども見守り体制の強化	子ども食堂やこどもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供等を通じてこどもの状況把握を行うことにより、地域におけるこどもへの見守り体制を強化します。	令和８年度から実施。	C	熊谷市地域こどもの生活支援強化事業補助金を設け、交付決定団体と連携し、困難を抱える家庭を把握し、見守り支援を行う。	継続	こども相談課
		162	悩み相談、家事・育児支援	家庭児童相談員やホームヘルパー等の支援者がヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴したり、食事の準備等の支援を行ったりすることで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	ヤングケアラー所在家庭でも利用可能な「子育て世帯訪問支援事業」を活用した支援につなげる。ただし、対象となる世帯が限定されるため一般の方への広報は控え、対象と想定される方へ個別に案内した。	B	引き続き実施する。	継続	こども相談課
	⑤　里親制度の啓発	163	里親制度の普及	里親制度の周知や、里親候補の開拓のため、啓発イベントへの協力やチラシの配布により普及啓発を行います。	里親制度の周知のため、市報や市ホームページにおいて普及・啓発を行った。	A	引き続き実施する。	継続	こども相談課